

## 平成19年度配水管布設工事ランク付基準

### (1) 経営事項審査点(60点)

・昨年度同様、1000点を60点満点として換算。

### (2) 竣工検査点(30点)

・平成18年度130万円以上の配水管布設工事の竣工検査点につき、平均点を算出し、平均点 - 50点として計算する。

### (3) 配給水管修繕業務受託実績点(10点)

・平成18年度後期配給水管修繕業務受託者に10点加点。

○ランク付け(A・B)評価するのは、平成18年度受注実績のある業者。

ただし、A C、C Aの飛越異動は無いものとする。

○Aランクについては、経営事項審査の「技術職員数」(水道施設)が

「2」人以上であることを条件とする。

○防災協定未締結業者は点数該当ランクより1ランク下がるものとする。

Aランク = 65点以上とする。

Bランク = 40 ~ 65点未満とする。

Cランク = 18年度落札実績が無いが、40点未満の業者。